

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	動物愛護管理推進事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山
		担当者名	新沢	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	動物愛護管理推進事業（02-01-01）				
事務事業の種類	新規事業	（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	55年度	根拠	動物の愛護及び管理に関する法律、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準、東京都動物の愛護及び管理に関する条例、荒川区まちの環境美化条例、狂犬病予防法
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	近年のペットブームを反映して、犬や猫、小鳥等の飼養者が増加している一方で、人口過密な都市環境の中で、動物を飼養するために不可欠な「適正飼養」が行われないことによる相談（苦情）が増加している。動物愛護及び管理の観点から飼養者のマナーや、動物に関する知識（生態・習性・人畜共通感染症など）についての相談や指導を行う。				
対象者等	犬・猫などの動物の飼い主、飼い主のいない猫への餌やりをしている人				
内容	1 犬・猫の飼い方、しつけ方等の指導及び講演会の実施 2 犬・猫等に関する相談受付 犬・猫の忌避剤（木酢液）配布 犬のふん尿放置・放飼、猫の餌やり・ふん尿悪臭等に対するマナープレートの配布 啓発パンフレットの配布（狂犬病予防法、東京都動物の愛護及び管理に関する条例、ねこの飼養及び保管に関する基準等を抜粋） 犬のこう傷事故届け出受付 引き取り・収容動物の告示 犬猫等保護失踪届け出受付 猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業 多頭飼育猫の不妊・去勢費用の助成 3 相談等への対応は、担当職員が個別訪問等により適正飼養について助言、注意等を行う。 東京都動物愛護相談センターと連携をとりながら実施				
経過	平成4年度 飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を開始（平成12年度廃止、飼い主の責任のため） 平成18年度 改正動物の愛護及び管理に関する法律の実施 平成20年度 飼い主のいない猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業を開始 平成21年度 飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を再開（平成23年度終了） 平成24年度 多頭飼育猫の不妊・去勢手術費用助成制度を開始				
必要性	ペットの放し飼い・ふん尿の放置など不適正な飼養や、飼い主のいない猫によるふんなど、相談・苦情等が増加しており、飼養動物に関わるマナーの普及・啓発を図る必要がある。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 被害に関する苦情も増えていることから、地域としての対策を促すための支援事業を実施する必要がある。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,310	5,013	8,665	7,639	8,121	6,990	6,849	
決算額（25年度は見込み）	313	4,291	5,704	6,827	7,654	6,726	6,849	
人件費等	7,259	12,282	14,659	15,766	15,322	18,587		
減価償却費				6,536	6,998	7,261		
【事務分担当量】（%）	85	145	180	225	225	225		
合計（+ +）	7,572	16,573	20,363	29,129	29,974	32,574	6,849	
国（特定財源）								
都（特定財源）		1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	
その他（特定財源）								
一般財源	7,572	15,543	19,333	28,099	28,944	31,544	5,819	
実績の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
事項名								
プレート配布	585	545	538	660	709	583	800	
忌避剤配布	361	278	328	299	247	264	400	
犬のこう傷事故	10	5	11	6	4	11	8	
相談・苦情件数	233	297	390	288	280	296	288	
	犬63猫152 その他18	犬38猫133 その他126	犬50猫166 その他174	犬33猫141 その他114	犬52猫114 その他114	犬57猫135 その他104	犬47猫130 その他111	
保護・失踪届	109	116	105	112	119	97	109	
	犬67 猫33	犬56 猫58	犬55 猫47	犬57 猫48	犬70 猫42	犬45 猫43	犬57 猫44	
	その他9	その他2	その他3	その他7	その他7	その他9	その他8	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	動物関連講演会講師謝礼	43	動物関連講演会講師謝礼	53	動物関連講演会講師謝礼	78
	消耗品費	犬の啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	431	犬の啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	404	犬の啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	494
	役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	71	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	37	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	77
	負担金及び交付金	猫不妊・去勢手術助成金	7,109	猫不妊・去勢手術助成金	6,232	猫不妊・去勢手術助成金	6,200

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
指	啓発事業（相談件数）	288	280	311			マナーを守らない飼養者に対するの区報掲載による啓発、住宅訪問等を行う。
標	不妊去勢手術（助成件数）	・飼い主のいない猫 ♀165 妊娠36 ♀151 ・飼い猫 メス117 オス86	・飼い主のいない猫 ♀209 妊娠41 ♀175 麻酔11 ・飼い猫 メス91 オス60	・飼い主のいない猫 ♀195 妊娠44 ♀170 麻酔15 ・多頭飼育 メス6 オス2	・飼い主のいない猫 ♀190 妊娠50 ♀143 麻酔10 ・多頭飼育 メス30 オス20		飼い主のいない猫及び飼い猫の不要な繁殖を抑制し、屋外の猫による排泄物や鳴き声の被害の緩和を図る。

（問題点・課題）	<p>公園等での飼い犬の放し飼いや汚物の放置などマナーを守らない飼い主に対する啓発が必要である。</p> <p>飼い猫を屋外で飼養したり、飼い主のいない猫への餌やりなどが、猫による近隣のふん尿の悪臭を発生させる要因となっているため、地域による取り組みを支援するため、猫の屋外での活動の適正管理活動等の支援事業を開始したが、この事業における登録活動団体の活動実績を地域にアピールし、猫問題への関心を高めたい。</p> <p>平成21年4月1日に施行された、環境課所管の「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」は、登録活動団体の活動を制限するものではないが、未だに、餌やり行為イコール罰則であるとの誤解があって、その活動に支障を来すこともあるため、引き続き、支援事業及び登録団体の活動について、区報やHP・CATVなどによりPRしていく必要がある。</p>
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施区 未実施区）</p> <p>犬のしつけ方教室 15区で実施（中央区、港、新宿、台東、墨田、品川、大田、世田谷、中野、杉並、豊島、北、板橋、足立、江戸川）</p> <p>猫の不妊去勢手術費助成 21区で実施（千代田、中央、港、新宿、文京、台東、墨田、江東、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷、杉並、豊島、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川）</p> <p>猫の適正飼養ガイドライン 6区で策定（千代田、目黒、世田谷、練馬、杉並、墨田）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組み具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組み具体的な改善内容
飼い主のいない猫の屋外での活動管理等に係る地域活動を支援する。不妊・去勢手術費助成については、制度開始後5年が経過しているため、今後のあり方について検討する必要がある。	25年度の活動・あり方検討を踏まえて、不妊・去勢手術によって飼い主のいない猫の増加を抑え、屋外にいる猫の排泄物や鳴き声による被害件数の減少を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	ペットの適正飼育には、飼い主がマナーを守るよう意識を高めることが重要であり、引き続き普及啓発を継続する必要がある。

（要質問状況）	平成18年3定 愛犬家のマナーアップとコンテストについて 平成18年3定 生活に悪影響を及ぼす野良猫問題について 平成19年1定 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について 平成20年3定 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について 平成21年1定 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について 平成25年3定 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について
---------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	狂犬病予防対策事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山
		担当者名	新沢	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	狂犬病予防対策事業（02-01-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 50 年度	根拠法令等	狂犬病予防法		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	狂犬病予防法に基づき、畜犬登録事務と集合予防注射を実施し、狂犬病の発生防止を図る。				
対象者等	生後91日以上の犬を飼養している区民				
内容	犬の登録受付・鑑札交付（犬の生涯に1回、平成6年度までは毎年登録を更新） 狂犬病予防注射を集合会場方式で実施（毎年度4月中旬、保健所、公園等延べ9ヵ所<5日間>） 狂犬病予防注射済票交付（年1回の予防接種後注射済票交付、昭和59年度までは、半年毎） 犬の所在地変更に伴う原簿送付および送付依頼 捕獲犬の拘留についての公示 犬の返還申請受付 手数料 狂犬病予防集合注射料金（獣医師会収入）・・・3,000円 登録手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・3,000円（再交付は1,600円） 注射済票交付手数料・・・・・・・・・・・・・・550円（再交付は340円）				
経過	昭和60年度 予防注射を毎年6か月ごとから年1回の実施に変更 平成7年度 畜犬登録を毎年から生涯1回の実施に変更 平成14年度 畜犬ソフトシステム導入（迷い犬の検索、登録頭数等データの統計処理、狂犬病集合注射に伴う事務処理用）				
必要性	狂犬病は克服された病気ではなく、国内において発生の危険性が全くないとは言えない。法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 毎年4月中旬に区内9会場で、区獣医師会の協力を得て、狂犬病予防集合注射を実施している。 犬の登録業務（各種変更届のほか鑑札及び注射済票交付）は通年行い、保健所のほか戸籍住民課及び各区民事務所で受付を行っている。				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	621	767	875	992	953	891	866
	決算額（25年度は見込み）	603	606	870	850	705	709	866
	人件費等	7,259	7,200	4,886	7,674	7,456	8,674	
	③減価償却費				3,050	3,266	3,388	
	【事務分担量】（%）	85	85	60	105	105	105	
	合計（+ +）	7,862	7,806	5,756	11,574	11,427	12,771	866
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	3,243	3,748	4,027	4,074	4,282	4,401	4,501
	一般財源	4,619	4,058	1,729	7,500	7,145	8,370	-3,635
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	鑑札交付数（再交付含む）	741	719	787	748	707	622	1,000
	済票交付数（再交付含む）	3,861	3,954	4,574	4,753	4,845	4,864	6,500
	登録数	6,101	6,615	6,283	6,489	6,478	6,581	6,700

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	消耗品費	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料票・済票交付票	176	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料票・済票交付票	185	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料票・済票交付票	274
	役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	382	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	377	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	443
	委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料	47	畜犬登録データのソフトウェア保守料	47	畜犬登録データのソフトウェア保守料	48
	使用料及び賃借料	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	100	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	100	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	101

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	登録数	6,489	6,478	6,581	6,700		
	予防注射接種率	73.0%	74.7%	73.7%	77.0%	100.0%	済票交付数(再交付除く) / 登録数

問題点・課題 （指標分析）	飼い犬の登録義務を怠っている飼い主がいるほか、登録していても予防注射を行っていない飼い主も多く、個別に注射をするよう働きかけているが、成果が得られていないため現状を改善する必要がある。						
	他区の実況	（実施 22 区		未実施			区）

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
登録数、予防注射接種率を向上させるため、登録している飼い主に加え、動物病院等関係機関への働きかけを強化する。	登録数、予防注射接種率をさらに向上させるため、その他の対策(飼い主への啓発チラシ配布等)を引き続き検討、実行する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度設定	26年度設定	
継続	継続	法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。

議会議決 （要旨）	
--------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	カラス対策事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山
		担当者名	新沢	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	カラス対策事業（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	繁殖期（3月～7月）を中心に、区民に威嚇等、危険を及ぼす可能性のあるカラスの巣を撤去及び落下した雛の収容を行い、カラスによる被害の軽減を図る。				
対象者等	カラスによる威嚇、攻撃等の被害を受けている区民				
内容	区内において、カラスによる威嚇、攻撃等の被害が発生した場合、その原因となっている営巣の撤去、並びにこれに伴うカラスの雛、卵の捕獲、回収ほか、カラス被害の防止方法等の指導を行う。公園や街路樹の営巣は道路公園課でそれぞれ対応する。				
経過	<p>平成12年度 区民からの相談、苦情に対し、忌避方法や駆除業者を紹介、カラス講演会の実施、区報カラス特集号を発行</p> <p>平成14年度 委託による営巣撤去、カラス等の回収のほか、軽易な場合は有害鳥獣捕獲許可を受けた職員で対応</p> <p>平成16年度 都はH12年度から都民の相談に応じた巣の撤去事業を行ってきたが、当初より計画年度を3年と定めており、当年度をもって営巣撤去事業を終了</p>				
必要性	東京都によると、都が捕獲作戦を本格化した平成13年度以降都内の生息数はいったん減ったが、18年度の16,600羽を底に再び増加。21年度は19,100羽と1年で1割近く減ったが、住宅の密集している荒川区では、ゴミ集積場、街路、公園等の周辺など、日常生活の場においてカラスの営巣に遭遇することある。営巣を守ろうとするカラスの威嚇や攻撃はその地域住民に向けられる。このような危険から区民の安全を守るため、本事業を継続する必要がある。				
実施方法	<p>2一部委託（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>区民からの相談を受けた生活衛生課職員が営巣個所を調査し、危険と判断した場合には、駆除委託業者に依頼し、巣の撤去及びヒナ等の捕獲を行う。</p> <p>ヒナ等の捕獲を行う場合には、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、被害を受けた区民から有害鳥獣駆除依頼書を受理する。有害鳥獣捕獲許可期間が終了後、捕獲数を東京都へ報告する。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		1,582	1,664	1,906	1,463	1,258	1,169	1,169
決算額(25年度は見込み)		1,017	1,447	1,057	949	647	694	1,169
人件費等		3,416	3,388	2,443	2,023	1,966	2,478	
③減価償却費					872	933	968	
【事務分担量】（%）		40	40	30	30	30	30	
合計（+ +）		4,433	4,835	3,500	3,844	3,546	4,140	1,169
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		4,433	4,835	3,500	3,844	3,546	4,140	1,169
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	巣の撤去/個(直営による撤去も含む)	48	68	53	57	42	41	47
	ヒナ回収/羽(巣のヒナ、落下ヒナ)	43	77	48	36	53	41	43
	卵回収/個	54	64	76	67	22	77	55

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	カラス等回収業務	647	カラス等回収業務	694	カラス等回収業務

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	巣の撤去 / 個 (直営による撤去も含む)	57	42	41	47		
	ヒナ回収 / 羽 (巣のヒナ、落下ヒナ)	36	53	41	43		
	卵回収 / 個	67	22	77	55		

（問題点・分析）	<p>本事業の目的は、繁殖期のカラスによる攻撃等の被害に対処するものであり、個体数の減少を積極的に企図するものではない。カラス問題の原因は、ゴミ問題等、人間の影響による異常な繁殖によるものであり、根本的な対策としては、環境問題として総合的な見地から改善に取り組む必要がある。</p> <p>異常なえさやりにより、カラスの集積を招いている地域がある。環境課、高齢者福祉課と連携し、良好な生活環境を確保するため、改善に取り組む必要がある。また、場合によっては、「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」の適用も検討する。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <p>対応方法は、直営、委託、補助金等、各区で異なっている。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
環境清掃部と連携してゴミ出しルール（ゴミ出し時間、防鳥ネットかけなど）の周知を徹底する。	区民へのゴミ出しルールの徹底を踏まえて、苦情等の件数の減を目指し、社会の中で共生するカラスの個体数の適正化が図れるようにする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	鳥獣保護法の精神を踏まえつつ、区民の安全を守るため、今後も継続していく必要がある。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	薬事監視事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山
		担当者名	高瀬	内線	426
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	薬事監視事務費（010101）				
事務事業の種類	新規事業	（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	9年度	根拠法令等	薬事法、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、毒物及び劇物取締法、薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	医薬品や麻薬、向精神薬、覚せい剤原料を取り扱う業者に対し、法に基づく規制を行うことにより、区民の保健衛生の向上及び医薬品等の安全確保を図る。 毒物や劇物の販売・取扱者に対し、法に基づく立入検査等を行い、毒物・劇物による危害防止を図る。 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品に使用されている化学物質による健康被害の発生防止を図る。				
対象者等	薬局開設者、医薬品販売業（卸売販売業・配置販売業を除く）者、管理医療機器販売業・賃貸業者、毒物劇物販売業者、毒物劇物業務上取扱者				
内容	薬局及び医薬品販売業（卸売販売業・配置販売業を除く）に対する許可及び監視指導 医薬品、医薬部外品等の収去検査 薬局及び医薬品販売業が行う医薬品の広告に対する監視指導 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可・承認、薬局製造販売医薬品製造業の許可及び監視指導 管理医療機器販売業・賃貸業の届出受理及び監視指導 麻薬小売業者（薬局）に対する麻薬小売業の免許及び監視指導 向精神薬小売業者・卸売業者の監視指導 薬局に対する覚せい剤原料の取扱いに対する監視指導 毒物・劇物の適正な保管管理や取扱い及び震災時や事故等の対策についての監視指導 規制対象の家庭用品の試買検査の実施、基準違反品の製造・輸入・販売業者に対する回収・改善等の指導				
経過	平成9年度	薬事法の一部改正により、医薬品の一般販売業（卸売販売業を除く）及び特例販売業に対する許可、監視指導が区に移管			
	平成12年度	地方分権一括法及び都区制度改革により、毒物・劇物の販売業の登録と監視指導及び有害物質を含有する家庭用品の監視指導が区に移管。薬事関連の都事務が特例条例により区に移管			
	平成17年度	特例条例により、薬事法等に基づく薬局、薬種商、管理医療機器販売業・賃貸業に関する10事業、毒物劇物業務上取扱者に関する事業が区に移管			
	平成21年度	平成18年に公布された改正薬事法（医薬品販売制度の改正等）が平成21年6月1日より全面施行された。			
	平成24年度	平成23年に公布された地域主権改革推進関連法により、毒物劇物業務上取扱者に関する事業が区の権限となる。また改正薬事法全面施行から3年間の移行期間が平成24年5月31日で終了。			
必要性	法令に基づき区が行う事業であり、不適正な販売や取扱いによる区民の健康被害を防止するため、定期的な立ち入りにより保管管理等について監視指導を行うことが必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 薬事監視員、麻薬及び向精神薬取締法第50条の38の規定による当該職員、覚せい剤監視員、毒物劇物監視員、家庭用品衛生監視員が、それぞれ該当する施設に立ち入り、必要な監視指導を行う。収去した医薬品、採水したシアン排水、試買した家庭用品の検査は、東京都健康安全研究センター又は保健所検査室に依頼する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	2,010	1,724	1,939	1,916	1,923	1,662	1,714	
決算額（25年度は見込み）	1,028	1,593	1,166	1,235	1,256	1,197	1,714	
人件費等	21,350	18,634	17,916	19,184	18,208	17,348		
減価償却費				6,391	6,687	6,777		
【事務分担当量】（%）	250	220	220	220	215	210		
合計（+ +）	22,378	20,227	19,082	26,810	26,151	25,322	1,714	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	874	983	1,265	1,478	1,582	1,221	772	
一般財源	21,504	19,244	17,817	18,941	17,882	24,101	942	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	薬局・医薬品販売業等監視件数	172	153	181	211	230	221	210
	毒物劇物販売業等監視件数	73	110	78	79	62	66	68
	家庭用品試買検体数	40	40	39	40	39	39	38

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	一般需用費	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	295	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	258	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	397
	役務費	通知、周知用郵券	45	通知、周知用郵券	39	通知、周知用郵券	86
	委託料	試験検査委託	886	試験検査委託	870	試験検査委託	1,201
	負担金補助及び交付金	薬事衛生講習会分担金、9区7ブロック薬事講習会分担金	30	薬事衛生講習会分担金、9区7ブロック薬事講習会分担金	30	薬事衛生講習会分担金、9区7ブロック薬事講習会分担金	30

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
標	薬事監視指導率	65%	63%	67%	65%	60%	立ち入り監視指導数 / 施設数(管理医療機器除く)
	毒物劇物監視指導率	42%	34%	38%	39%	39%	立ち入り監視指導数 / 施設数

（問題点・課題）	<p>平成21年6月1日から改正薬事法が施行され、医薬品販売制度が改正された。これにより、資格を有する者の常時勤務や、一般用医薬品販売時の分類に応じた情報提供、相談体制の整備等が義務付けられた。また、平成24年6月から、法改正時の既存施設についても改正薬事法が全面施行されることから、薬局及び医薬品販売業者が改正薬事法を遵守するよう、監視指導を強化する必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
<p>薬局・医薬品販売業者への立入検査を行い、資格者の勤務状況、医薬品の情報提供体制等、改正薬事法により規定された事項を重点的に監視指導を行う。</p>	<p>薬局・医薬品販売業者への立入検査を行い、改正薬事法により規定された事項を引き続き重点的に指導し、法令遵守を徹底させる。</p>
<p>毒物劇物販売業者・業務上取扱者への立入検査を実施し、震災対策として保管庫及び保管庫内の毒劇物の転倒防止措置について、監視指導を行う。</p>	<p>毒物劇物販売業者・業務上取扱者への立入検査を実施し、保管庫の施設等の徹底等盗難防止措置について、重点的に監視指導を行う。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法令に基づく事務として、その時の改正内容に留意しつつ的確な対応を図る。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	環境衛生監視事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山
		担当者名	石井	内線	426
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	環境衛生監視事務費（02-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠法令等	興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、建築物の衛生的環境の確保に関する法律、温泉法、墓地・埋葬等に関する法律、プール条例、水道法、荒川区の要綱
終期設定	有 無		年度		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	環境衛生関係施設における良好な衛生状態を確保することにより、公衆衛生の向上に資することを目的とする。				
対象者等	環境衛生関係施設の営業者・開設者・経営者及び届出者等				
内容	環境衛生関係施設に対する許可・確認、監視指導及び衛生上の助言 環境衛生関係施設に対する衛生講習会の実施 環境衛生関係施設の立入検査時に各種理化学検査を実施 社会福祉施設におけるレジオネラ症対策として、浴槽水等の水質検査及び維持管理助言指導の実施				
経過	昭和50年度 保健所の区移管により、環境衛生関係業種の許認可及び監視指導を実施。 昭和58年度 建築物の衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の事務（述べ床3,000～5,000㎡の施設）が区長に委任。 平成8年度 温泉法の事務（利用許可関係）が区長に委任。 平成12年度 地方分権一括法により温泉法に係る事務が区に移管、環境衛生関係法に係る事務が自治事務となる。建築物衛生法の述べ床5,000～10,000㎡の施設が区に移管。 平成24年3月 地域主権整備法により、墓地・旅館・浴場・理容・美容・クリーニングの条例制定、興行場条例改正。				
必要性	法令に基づき区が行う事務であり、施設の不適切な衛生管理が区民の健康被害につながるおそれがあるため、定期的な立ち入りにより管理運営等について監視指導を行うことが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 環境衛生関係施設について、申請に基づき実地調査を行い許可・確認を行うとともに、届出の受理を行う。各施設の衛生状態を把握するため、環境衛生監視員が各施設に立入り監視指導を行う。監視指導にあたって、プール水・浴場水・温泉等の水質検査、興行場・クリーニング所・特定建築物の空気検査及びオシボリの細菌検査を行い、検査結果に基づき客観的な指導を行う。 第2ブロックビル衛生管理講習会等、業態別講習会を開催し、公衆衛生の普及啓発を行う。 社会福祉施設においては、設置者の了解を得て浴場水のレジオネラ属菌検査等を行い、結果に基づき助言を行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	988	1,451	1,352	1,060	1,162	1,004	1,057	
決算額（25年度は見込み）	646	1,174	1,116	666	743	765	1,057	
人件費等	27,328	30,492	29,318	31,392	29,642	29,740		
減価償却費				10,458	10,885	11,618		
【事務分担量】（%）	320	360	360	360	350	360		
合計（+ +）	27,974	31,666	30,434	42,516	41,270	42,123	1,057	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	1,003	955	930	707	654	703	720	
一般財源	26,971	30,711	29,504	41,809	40,616	41,420	337	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	環境衛生施設の許認可届出数	29	28	60	36	31	35	34
	環境衛生施設の監視指導数	632	715	669	544	516	414	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	財務書類審査謝礼	0	財務書類審査謝礼	0	財務書類審査謝礼	63
	一般需用費	各種検査材料費、消耗品等	658	各種検査材料費、消耗品等	686	各種検査材料費、消耗品等	877
	役務費	各種通知用郵便料、粉じん計較正	36	各種通知用郵便料、粉じん計較正	46	各種通知用郵便料、粉じん計較正	47
	負担金補助及び交付金	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	49	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	33	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	70

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
標	監視指導率（理容・美容・クリーニング）	42%	43%	25%	60%	-	立ち入り監視指導数/施設数
	監視指導率（興行場・公衆浴場・旅館・プール）	143%	144%	151%	140%	-	立ち入り監視指導数/施設数
	レジオネラ属菌検査成績	2%	3%	1%	2%	-	検出数/検体数（再検査を除く）

（問題点・課題）	<p>理容所・美容所の一部店舗で、器具の消毒や分別が徹底されていない。入浴施設等でレジオネラ属菌が検出されており、引き続き監視指導や助言が必要である。なお、23年度24年度には法令基準外ではあるが、銭湯（普通公衆浴場）のシャワー水のレジオネラ属菌検査及び衛生管理指導を実施し成果を上げた。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
理容所・美容所・クリーニング所は、3年ごとに各業態の抜き打ち立入検査を実施する。不適事項の多い施設は翌年にも立入検査を実施し、指導を徹底する。	不適事項が多く、改善の見られない施設に対しては、文書の交付、指導回数増、立入検査周知期間の設定など、指導内容を工夫し改善を図る。
小規模プール、社会福祉施設等に対して維持管理の指導・助言やレジオネラ属菌の検査を実施し、検査結果に基づいた指導を行う。	特に、レジオネラ属菌検出施設に対しては、複数の監視員が現場で具体的な指導助言を行うなど、指導内容を工夫し改善を図る。
規模の大きい銭湯では、循環系統ごとにレジオネラ属菌検査を実施し、指導・助言を行うとともに管理の実態を把握する。	検査結果や管理実態を分析し、費用対効果の高い衛生管理方法を助言できるようにする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法律や特例条例に基づく事務であり、引き続き実施する必要がある。

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	住まいの衛生支援事業	部課名 健康部生活衛生課	課長名 石井	課長名 内線	東山 426			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	住まいの衛生支援事業（02 02 02）							
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律			
終期設定	有 無		年度					
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]						
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]						
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]						
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ねずみ・昆虫が媒介する感染症の発生を予防するとともに、発生時の蔓延防止を図る。 ・スズメバチ等、身体に重大な危害をおよぼす害虫から区民を守る。 ・快適な居住環境の確保を図る。 							
対象者等	ねずみ、衛生害虫、ダニ・カビ・シックハウス等で困っている区民							
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 害虫等の駆除 地域での蚊の大量発生を抑制するため昆虫成長阻害剤（IGR剤）によりボウフラの駆除を行う。スズメバチは人体に重大な危害をおよぼす場合があるので、スズメバチの巣の撤去を行う。 2 ねずみ駆除・防除 冬季に一斉駆除月間を設け区民に薬剤を配付するとともに、ねずみ退治講習会を開催する。 3 一般相談 ねずみや衛生害虫の駆除防除、居住環境（ダニ・カビ・結露・シックハウスなど）についての助言を行う。また、必要に応じて器材の貸し出し等を行う。 4 動物由来感染症発生時、災害時等の対応 事態の重大性に応じて、備蓄薬剤等により、ねずみや衛生害虫を駆除する。 							
経過	<p>平成8～13年度 住まいのダニ診断実施</p> <p>平成11～13年度 伝染病予防法の廃止、新感染症法の制定に伴い、害虫駆除事業を見直した。動力噴霧機による薬剤散布、薬剤配布の廃止等</p> <p>平成13～18年度 室内空气中化学物質（シックハウス関係）の測定実施</p> <p>平成15年度～ 住まいのダニアレルゲン検査を開始</p> <p>平成20年度 事務事業「そ属害虫駆除費」を統合</p>							
必要性	ねずみや害虫、居住環境が区民の日常生活に及ぼす影響は大きいとため、区民を支援する必要がある。また、動物が媒介する感染症への対策としても効果が期待できる。							
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 7月～9月に、業者委託により雨水枡等に薬剤の投入を行いボウフラを駆除する。蚊の大量発生などの連絡を受けた場合には、その地域の雨水枡等に薬剤を投入する。 2 町会の協力を得て、冬季に薬剤（殺そ剤）を配付し、ねずみの一斉駆除を行う。 3 リーフレット等により助言し、必要に応じ捕獲器具、シラミの梳き櫛などを貸し出す。 4 動力噴霧器を保管整備し、IGR剤及びピレスロイド様殺虫剤を備蓄している。 							
予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	5,309	4,085	4,577	6,739	6,505	6,268	6,864
	決算額（25年度は見込み）	3,508	3,311	3,001	5,537	5,240	5,259	6,864
	人件費等	16,226	7,623	7,329	7,848	7,622	8,674	
	減価償却費				2,615	2,799	3,388	
	【事務分担当】（%）	190	90	90	90	90	105	
	合計（+ +）	19,734	10,934	10,330	16,000	15,661	17,321	6,864
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	19,734	10,934	10,330	13,385	12,862	6,181	6,864	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	ねずみ・害虫相談件数	745	747	607	749	625	703	
	ボウフラ駆除薬剤投入	18,640	21,830	22,661	21,421	20,544	20,591	20,000
	殺そ用薬剤配付数	19,601	18,325	17,396	15,232	14,212	13,474	減少傾向

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤報酬	1,816	非常勤報酬	2,183	非常勤報酬	2,190
共済費	社会保険料（非常勤）	295	社会保険料（非常勤）	304	社会保険料（非常勤）	308
報償費	町会にネズミ駆除事業の謝礼	379	町会にネズミ駆除事業の謝礼	371	町会にネズミ駆除事業の謝礼	408
光熱水費	ガソリン、エンジンオイル他	0	ガソリン、エンジンオイル他	0	ガソリン、エンジンオイル他	19
一般需用費	住まいの検査材料費、図書、啓発用リーフレット、殺虫剤、殺そ剤、ネズミ捕獲器具、故障修理、ポスター他	1,391	住まいの検査材料費、図書、啓発用リーフレット、殺虫剤、殺そ剤、ネズミ捕獲器具、故障修理、ポスター他	1,308	住まいの検査材料費、図書、啓発用リーフレット、殺虫剤、殺そ剤、ネズミ捕獲器具、故障修理、ポスター他	1,527
役務費	郵便料・駆除薬剤配送	94	郵便料・駆除薬剤配送	94	郵便料・駆除薬剤配送	125
委託料	害虫駆除作業委託他	1,265	害虫駆除作業委託他	999	害虫駆除作業委託他	1,386
使用料及び賃借料	トラック借上料（緊急時）	0	トラック借上料（緊急時）	0	トラック借上料（緊急時）	29

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
標	殺そ剤配付実施率	15232/1900 0=80%	14212/1900 0=75%	13474/1600 0=84%	予算14000	-	配付数/計画数（配付数）
	ボウフラ駆除薬剤投入実施率	21421/2500 0=86%	20544/2500 0=82%	20591/2500 0=82%	予算24000	-	投入数/計画数（投入数）
	相談件数	749	625	703		-	ねずみ・害虫相談件数

（問題点・課題 指標分析）	蚊が媒介する感染症（デング熱、チクングニヤ熱、ウエストナイル熱など）の発生が危惧されている。区民からの相談では、ハチが最も多く（約300件/年）次にねずみ（約200件/年）となっている。殺そ剤に抵抗性のあるねずみへの対応や高齢者・要介護者宅におけるねずみや疥癬等の対策が課題になっている。区内でトコジラミの相談が増える傾向にある。
	他区の実施状況 （実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
保健予防課感染症予防係と連携し、蚊媒介感染症やレジオネラ症発生時の対応策を構築する。	町会衛生部との協働により、蚊の発生を減少させる具体策を検討する。
地域包括支援センター等と連携しケアマネージャー等にねずみ害虫防除の説明をする場を設ける。	高齢者福祉課・障害者福祉課・環境課と連携して、ゴミ屋敷などの発生源対策を充実する。
区のホームページに「トコジラミの生態と駆除」を追加する。	社会情勢の変化を捉え、健康に大きな影響を及ぼす衛生害虫についての広報を充実する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	引き続き、害虫やねずみによる被害を防止し、居住環境の改善を図ることにより区民が快適に暮らせる環境づくりに取り組む必要がある。

況議 （会 要質 旨問 状）	平成10年3定 薬剤散布の見直しについて 平成12年4定 シックハウス症候群対策の強化について 平成13年2定 化学物質、シックスクール症候群について 平成13年3定 ねずみ駆除剤の配布について 平成21年2定 化学物質使用を減らす対策について
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	食の安全・安心対策	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山
		担当者名	岩田	内線	428
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	食の安全・安心対策（02-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 50年度	根拠	食品衛生法、食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例、東京都食品安全条例等		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	区内事業者が製造・調理した食品及び流通食品等の細菌・化学検査を効果的・効率的に実施し、必要に応じ適切な行政措置を講ずる。また、食品の安全性に関する最新の情報を、講習会ははじめ様々な機会を通じて、区内事業者及び従事者、消費者に提供し、食中毒予防を含めた区民の食の安全・安心を確保する。				
対象者等	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）、消費者				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食中毒調査及び苦情調査 食中毒や苦情発生時に、患者及び飲食店、食品製造業等の施設や従事者等の調査（食品、ふん便等の検査等）を行い、その結果を踏まえ、食品取扱いの改善を指導する等適切な対応を図る。 2. 収去検査 調理業（仕出し、弁当、そうざい等）、製造業（菓子製造業、豆腐製造業、めん類製造業等）、販売業（スーパー等）の店舗から食品を収去して、検査（細菌、化学）した結果を踏まえ、不適原因の究明・自主検査等の指導を行い、不適な食品が流通・販売されないよう適切な対応を図る。 3. 手洗いチェッカー等による確実な手洗いの指導 集団給食施設等の従事者については、必要に応じて、手洗いチェッカーやルミテスター等を活用し、確実な手洗いの実施を指導する。また、事業者等の要望に応じて、貸し出しも行う。 4. 講習会 営業許可の新規・更新時、営業業態別、区民からの依頼等に応じて、講習会を開催し、食中毒予防等の最新の衛生知識の普及・啓発を図る。 				
経過	平成22年度 ・アレルギー物質の追加（E6・加） 平成23年度 ・生食用食肉（牛肉）の規格基準施行 平成24年度 ・牛レバーの生食用としての販売の禁止 ・東京都ふぐの取扱い規制条例の一部改正（ふぐ加工製品取扱届）				
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全を守るため、営業施設等に対し、必要な検査や調査、講習会等を実施し、監視指導の効果を高め、適切な行政措置を行うものであり、引き続き実施する必要がある。				
実施方法	（一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1. 食品、ふん便等の検査は、保健所保健予防課検査室もしくは東京都健康安全研究センターで実施する。 2. 講習会は、職員等が講師となって実施し、区民からの依頼講習会にも積極的に対応する。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	6,775	7,308	7,096	7,379	7,293	5,403	5,403	
決算額（25年度は見込み）	6,775	7,223	4,519	5,955	5,083	4,598	5,403	
人件費	35,014	36,590	19,789	42,728	43,361	39,249		
減価償却費				14,253	15,923	18,136		
【事務分担量】（%）	410	432	243	490	512	562		
合計（+ +）	41,789	43,813	24,308	62,936	64,367	61,983	5,403	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	41,789	43,813	24,308	62,936	64,367	61,983	5,403	
実 績 の 推 移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	区検査室(化学検査:項目数)(21年度までは検体数)	89	81	75	1,250	1,634	1,621	1,220
	区検査室(細菌検査:項目数)(21年度までは検体数)	163	181	193	1,080	1,440	1,318	1,080
	都健康安全研究センター(委託:検査数)	323	421	165	324	173	124	196
	講習会数	62	67	50	55	52	52	50

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等）	3,216	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等）	3,291	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等）	3,533
役務費	講習会通知	152	講習会通知	123	講習会通知	170	
委託料	食中毒・苦情・違反品検査（東京都健康安全研究センター委託）	1,534	食中毒・苦情・違反品検査（東京都健康安全研究センター委託）	1,100	食中毒・苦情・違反品検査（東京都健康安全研究センター委託）	1,616	
使用料及び賃借料	ネット版食品衛生関係法規集及び食品表示マニュアル	84	ネット版食品衛生関係法規集及び食品表示マニュアル	84	ネット版食品衛生関係法規集及び食品表示マニュアル	84	
備品購入費	ATPふきとり検査測定器	97		0		0	
負担金補助及び交付金	講習会聴講料（300円）	0		0		0	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	収去検査（化学）の不適合率%	0	0	0	0	0	法違反又は東京都指導基準等の不適合率
	収去検査（細菌）の不適合率%	14	16	15	10	10	法違反又は東京都指導基準等の不適合率
	講習会実施数	55	52	52	50	50	

（問題点・課題分析）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食中毒予防をはじめ食の安全・安心対策は、区民の健康危機管理上、重要な課題である。 2. 少量感染の食中毒が増加しているのを受け、正確な情報を事業者や消費者に伝える。 3. 区内事業者の食品衛生自主管理の推進を図るため、必要に応じて、製品の自主検査を指導する。
他区の実施状況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
肉の生食を控えることや手洗いの徹底等について、講習会・区報・ホームページ・ケーブルテレビ等を通して、区内事業者や区民への普及啓発を強化する。	左記に加えて、新しい知見に沿った内容を随時、盛り込んでいく。
区内事業者の自主検査等への支援を引き続き行う。	区内事業者の自主的な衛生管理を促すための情報提供を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	法や条例等に基づき、区民の食に関わる安全・安心を確保する事業として重要であるため、引き続き計画的・効果的に実施する必要がある。

況議 （要 質 問 状）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年 予特 食の安全について ・平成21年 福祉・区民生活委員会 食品表示制度の陳情
--------------------------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	許可・監視等業務	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山
		担当者名	岩田	内線	428
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	許可・監視等業務（02-03-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 50年度	根拠	食品衛生法、食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例、東京都食品安全条例等		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	食品衛生法の規定により、毎年度策定する「荒川区食品衛生監視指導計画」に基づき、事業者等に対して、監視指導（通常監視、夏期一斉・歳末一斉監視等）を行い、衛生管理の徹底を図る。				
対象者等	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）				
内容	1．営業許可申請（新規、更新）及び各種届出等に関する許認可事務 2．監視・指導 通常監視・指導 夏期一斉・歳末一斉監視 苦情・違反処理に伴う監視・指導 緊急監視・指導（広域流通違反食品等を対象） 3．アレルギー物質等の表示に関する相談や監視指導				
経過	平成22年度 ・アレルギー物質の追加（北・加） 平成23年度 ・生食用食肉（牛肉）の規格基準施行 平成24年度 ・牛レバーの生食用としての販売の禁止 ・東京都ふぐの取扱い規制条例の一部改正（ふぐ加工製品取扱届）				
必要性	区民が毎日食べる食の安全を守るため、事業施設の許可・監視や、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1．営業許可等の許認可事務 事前相談、図面審査、実地検査、改善確認等を行う。 2．監視・指導 公衆衛生上講ずべき措置の基準、大量調理施設管理マニュアル等を用いて立入り検査を実施し、結果に応じて指導等を行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	201	1,241	1,078	166	160	148	140	
決算額（25年度は見込み）	201	1,221	774	164	140	132	140	
人件費等	17,507	18,295	19,789	22,672	21,258	18,799		
減価償却費				7,553	7,806	8,745		
【事務分担量】（%）	205	216	243	260	251	271		
合計（+ +）	17,708	19,516	20,563	30,389	29,204	27,676	140	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	7,978	11,076	11,938	11,000	9,795			
一般財源	9,730	8,440	8,625	19,389	19,409	27,676	140	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	営業許可・届出件数	7,309	7,191	7,127	7,071	7,119	7,135	7,200
	新規・更新・届出件数	783	1,059	1,200	1,197	1,039	852	838
	許可・届出施設監視数	8,636	7,559	6,636	4,700	6,099	4,633	6,000
	苦情処理件数	76	92	59	46	43	31	50

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	薬品等、共同購入、 図書、営業許可書他	129	薬品等、共同購入、 図書、営業許可書他	132	薬品等、共同購入、 図書、営業許可書他	140
役務費	検査成績書通知等返信用	11	検査成績書通知等返信用	0	検査成績書通知等返信用	0	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	監視率(%)	66	86	65	100	100	監視件数 / 営業許可・届出施設数
	表示監視品目数	4,708	4,665	7,721	5,000	5,000	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示の偽装,食品からの放射性物質の検出、新たな食品加工技術による食品開発など、消費者の食品に対する不安が高まる中、保健所に寄せられる食品の苦情も多岐・多様化してきた。 ・取り扱う食品の多様化及び生食用食肉やふぐなどの法改正等に伴い、様々な手段を用いて、現場に活かせる情報を収集し、事業者に的確に伝える。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
厚生労働省の食中毒調査支援システム（NESFD）の利用を含めたIT情報を最大限利用する。	NESFD等により食中毒等の情報収集を図り、今後の食中毒対応を強化する。
区のイベントをはじめ、あらかじめ満点メニュー・健康応援店、荒川区シンボルキャラクター「あら坊」の商品の作成・販売等、区の他事業との連携を図る。	イベント等の他事業の実施状況を踏まえ、監視を含めた食の安全・安心の立場からの連携を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	区民の食の安全を確保するため、法令に基づき継続する必要がある。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	医療援助	部課名	健康部健康推進課	課長名	中坪
		担当者名	西本	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	医療援助（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	45 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	予防接種による健康被害の救済措置を講じることにより、接種者及び被接種者の予防接種に対する信頼を確保し、制度の安定を図ることを目的としている。				
対象者等	予防接種法による定期予防接種（ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎・麻疹・風しん・日本脳炎・高齢者インフルエンザ・BCG）により副反応が生じた者				
内容	<p>救済措置として給付するものは次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費及び医療手当：設定を受けた病気について医療を受けた時 ・障害児養育年金（満18歳未満）又は障害年金（18歳以上）：一定の障害を有する者の時 ・死亡一時金・葬祭料：死亡した時 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種による健康被害を受けた人を救済する制度は、昭和45年に国の暫定制度として発足し、正式には、昭和52年に予防接種健康被害制度としてスタートした。 ・平成6年の予防接種法改正において、障害年金者が在宅の場合における介護加算が追加された。 				
必要性	予防接種による健康被害の救済措置を講じることにより、接種者及び被接種者の予防接種に対する信頼を確保することは必要不可欠である。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>健康被害による年金受給者（障害年金1級1人・2級1人）に対して年4回口座振込みにより、年金を支給する。</p>				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	9,416	9,419	9,420	9,420	9,417	9,380	9,352
	決算額（25年度は見込み）	9,416	9,419	9,420	9,418	9,391	9,360	9,352
	人件費等	854	847	407	436	560	135	
	減価償却費				145	311	161	
	【事務分担量】（%）	10	10	5	5	10	5	
	合計（+ +）	10,270	10,266	9,827	9,999	10,262	9,656	9,352
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	7,061	7,064	7,065	7,063	7,043	7,019	7,013
	その他（特定財源）							
	一般財源	3,209	3,202	2,762	2,936	3,219	2,637	2,339
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	障害年金1級者	1	1	1	1	1	1	1
	障害年金2級者	1	1	1	1	1	1	1

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	予防接種事故障害年金	9,391	9,360	9,352		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	支給件数	2	2	2	2		

(問題点・課題分析)	特段の問題点、課題はない。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	予防接種による健康被害の救済のため必要な事業である。（法定事務）

況(要旨)	
-------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	予防接種費	部課名	健康部健康推進課	課長名	中坪
		担当者名	肥塚	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	予防接種費(01-01-02)				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	23年度	根拠	予防接種法、予防接種施行令	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	感染症の発生及びまん延を予防する。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒブワクチン、小児用肺炎球菌については生後2か月～5歳に至るまで。四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）、三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）、急性灰白髄炎、日本脳炎（1期3回）については7歳6か月に至るまで。日本脳炎（2期追加）、二種混合（ジフテリア・破傷風）については13歳未満、ただし特例として日本脳炎については、平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで1期、2期の接種が不足している者は6か月～20歳未満 ・ 麻しん風しん混合及び麻しん・風しん(1期：1歳以上2歳に至るまで、2期：小学校就学前1年間) ・ 子宮頸がん予防ワクチン接種については、中学1年生相当の年齢にある者から高校1年生相当の年齢にある女子 ・ インフルエンザ、高齢者肺炎球菌は65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の慢性高度心・肺・腎機能等不全の者 ・ おたふく・水痘は1歳～小学校就学前の乳幼児（任意接種に対する一部助成） 				
内容	<p>[通知方法] 従来は該当月に予防接種記録票を個別に郵送していたが、14年6月からこれを冊子化し、4か月児健診時に交付している。25年度からは生後1か月目に個別送付する。[接種方法] 医療機関での個別接種。（23区の協力医療機関にて接種可能。）[委託料支払方法] 毎月、各協力医療機関からの請求分を医師会がとりまとめ、委託料の請求がある。年2回、前期・後期分として23区における相互乗入分（区民が他区において接種した分及び他区の人が区内で接種した分）の請求及び支払をする。[予防接種の単価] 東京都・特別区・東京都医師会連絡協議会（三者協）により決定する。</p> <p>[任意予防接種] 助成方法は、21年度は償還、22年度からは委託と償還の2方式。費用については、ヒブワクチンは、1回8,100円を最大4回助成、小児用肺炎球菌は1回10,600円で最大4回助成、子宮頸がんは1回15,900円で3回助成、高齢者肺炎球菌は1回3,500円を助成。なお、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌・子宮頸がんは、25年度から定期予防接種。おたふく・水痘は、1歳～就学前1回で1回3,500円を上限に助成。なお、生活保護及び中国残留邦人等は無料。</p>				
必要性	感染症の予防・まん延防止のため、予防接種は必要不可欠である。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） （社）荒川区医師会に委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	200,882	179,288	207,686	356,984	669,576	655,744	548,776	
決算額（25年度は見込み）	151,496	175,158	207,160	334,540	538,141	528,148	548,776	
人件費等	9,882	9,805	9,692	10,429		13,597		
減価償却費				4,067		6,938		
【事務分担当量】（%）	130	130	140	140	185	215		
合計（+ +）	161,378	184,963	216,852	349,036	538,141	548,898	548,776	
国（特定財源）								
都（特定財源）		72	2,327	34,626	128,711	92,225	18,730	
その他（特定財源）	12,609	20,339	21,019	29,864	23,383	22,431	30,151	
一般財源	148,769	164,552	193,506	284,546	386,047	434,242	499,895	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	三種混合	6,916	7,169	7,499	8,008	7,498	6,487	0
	四種混合						1,004	9,189
	急性灰白髄炎(生ポリオ)	2,776	2,975	2,846	3,422	2,786	1,056	0
	急性灰白髄炎(不活化ポリオ)						6,581	1,803
	麻しん	20	12	7	4	2	4	2
	風しん	17	16	12	9	8	14	1
	麻しん風しん混合	3,614	5,236	5,697	5,493	5,628	5,750	3,430
	日本脳炎	123	263	2,480	6,574	8,856	6,771	9,902
	二種混合	769	938	1,000	1,028	1,091	1,077	1,182
	インフルエンザ	20,213	21,277	18,897	24,303	21,592	21,367	26,056
	プチ健診	1,207	1,289	1,403	1,391	1,458	1,556	1,519
	ヒブ(24年度まで任意接種)			2,976	5,058	6,802	7,084	7,485
	小児用肺炎球菌(24年度まで任意接種)					8,381	7,362	6,796
	子宮頸がん(24年度まで任意接種)					4,886	2,314	2,118
任意接種(水痘)				1,688	1,604	1,673	1,851	
任意接種(おたふく)				1,929	1,535	1,808	1,823	
任意接種(新型インフルエンザ)				26,588	0	0	0	
任意接種(高齢者肺炎球菌)					12,213	2,319	7,479	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	予防接種問診票等	1,537	予防接種問診票等	2,218	予防接種問診票等	1,757
	役務費	通知用郵便料	3,775	通知用郵便料	3,854	通知用郵便料	3,651
	委託料	予防接種委託料	530,744	予防接種委託料	519,610	予防接種委託料	540,361
	負担金補助金及び交付金	ヒブ・水痘・おたふく・子宮頸がん・小児、高齢者肺炎球菌ワクチン・風しん助成	2,085	ヒブ・水痘・おたふく・子宮頸がん・小児、高齢者肺炎球菌ワクチン・風しん助成	2,466	ヒブ・水痘・おたふく・子宮頸がん・小児、高齢者肺炎球菌ワクチン・風しん助成	3,007

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	麻しん接種率（第1期）	90.6	96.2	96.7		95%以上	

（問題点・課題）	<p>・今年度から小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチンが定期予防接種となった。また、成人に対する風しん予防接種助成を今年度実施する。緊急実施事業のため、着実に実施できるよう体制づくりが必要である。</p> <p>・予防接種施行令改正による標準接種時期の変更により、結核予防接種の個別接種化を検討する。</p>
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容
	子宮頸がんワクチン等が定期予防接種となった。接種事業を円滑に実施できるよう、引き続き、実施体制を確立する。
	成人に対する風しん予防接種助成を25年度実施。医師会等と連携を取りながら、事業を円滑に実施する。
	定期予防接種の種類が増加する傾向にある。接種事業を円滑な実施できるよう、体制を確立する。
	結核予防接種の個別接種化を検討する。医師の研修体制等を確立し、円滑に移行できるようにする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	感染症の発生を予防するため欠かせない事業であり優先度は高い。

議会質問状況（要旨）	<p>〔24年1定〕HPVワクチン助成対象年齢の拡大、ロタワクチンの接種費用助成の開始・接種の普及啓発</p> <p>〔23年1定〕HPVワクチン助成対象者等について、高齢者肺炎球菌ワクチン費用助成の具体策について、ポリオワクチンの乳幼児健診時での実施について</p> <p>〔22年3定〕高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成要望、HPVワクチン周知等について、小児用肺炎球菌ワクチン接種費用助成の要望、ポリオ集団接種会場について</p> <p>〔22年2定〕子宮頸がん、小児用肺炎球菌ワクチン接種について</p> <p>H21;おたふく、水痘ワクチン接種費用助成要望、インフルエンザワクチン75歳以上無料化要望</p> <p>〔21年4定〕高齢者・小児用肺炎球菌ワクチンの接種助成について</p> <p>〔21年3定〕子宮頸がん、おたふく風邪、水疱瘡の接種助成について</p>
------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	結核予防接種	部課名	健康部健康推進課	課長名	中坪
		担当者名	大村	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	結核予防接種（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	27 年度	根拠	予防接種法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	抵抗力の弱い乳幼児における結核の発病、重症化を予防する。				
対象者等	4か月児健康診査対象者及び1歳未満のBCG未接種者				
内容	保健所にて月3回、4か月児健康診査時に実施。予防接種についての集団指導と、接種不可の時の個別相談を実施している。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度から事業名「定期健康診断・予防接種」を「乳児健康診査・予防接種」に変更 ・平成17年度から、結核予防法改正により、事業対象者が「4か月児健康診査対象者及び4歳未満のBCG未接種者」から「6か月未満の予防接種未接種者」に変更になった。また、ツベルクリン反応検査が廃止され、生後6か月未満の乳児に対し直接BCG接種を行うことになった。これに伴い延べ2日の健診が1日に短縮されたので、健診機会を月2回から月3回に増やした。 ・平成19年度から予防接種法に基づく定期予防接種に位置づけられた。 ・平成20年6月末に多人数用ワクチンの販売終了を受け、平成21年度より区においても一人用ワクチンの本格的使用を開始する。 ・平成21年度から事業名「乳児健康診査・予防接種」を「結核予防接種」に変更 ・平成25年度から予防接種法施行令の改正により、対象者が「6か月未満の予防接種未接種者」から「1歳未満の予防接種未接種者」に変更になった。 				
必要性	抵抗力の弱い乳幼児における結核の発病や重症化を予防するために、BCG予防接種の必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	4,081	6,968	9,791	9,199	8,579	8,602	8,379
	決算額（25年度は見込み）	3,835	4,575	7,608	7,796	7,715	7,592	8,379
	人件費等	1,708	1,694	1,629	494	847	826	
	減価償却費					311	323	
	【事務分担量】（%）	20	20	20	17	10	10	
	合計（+ +）	5,543	6,269	9,237	8,290	8,873	8,741	8,379
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	5,543	6,269	9,237	8,290	8,873	8,741	8,379
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	BCG接種	1,479	1,617	1,596	1,705	1,693	1,688	1,850

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	賃金	医師・看護師	2,671	医師・看護師	2,860	医師・看護師	2,895
一般需用費	B C G ワクチン等	5,044	B C G ワクチン等	4,732	B C G ワクチン等	5,484	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	B C G 接種率	97.0%	93.9%	97.0%	96.0%	100%	接種者数 / 対象者数
							25年度（見込み）は22～24年度の平均

（問題点・課題分析）	標準的接種期間が「生後5か月以上8か月未満」に変更されることに伴い、現在4か月児健診時に実施しているB C G 予防接種の個別接種化について検討する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
現在4か月児健診時に実施しているB C G 予防接種の個別接種化に向けて費用負担を含めて検討する。	B C G が個別接種化された場合、接種率が低下しないように確認と未接種者への勧奨を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	乳幼児の結核の発病や重症化を予防するため欠かせない事業であり優先度は高い。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	後天性免疫不全症候群予防対策事業費	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
		担当者名	今田	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	後天性免疫不全症候群予防対策事業費（01 - 02 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	元年度	根拠	感染症予防法、特定感染症予防指針	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	後天性免疫不全症候群（エイズ）に関する不安に対応するため、正しい知識による確かな予防法の普及・相談窓口の開設、必要に応じて検査を実施する。また、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見の無い社会を実現するため、正しい知識の普及・啓発活動として講演会等を開催し、エイズ予防の重要性を訴える。				
対象者等	区民				
内容	正しい知識の普及 ・中学校生徒等を対象にした健康教育 ・依頼による健康講座への講師派遣 ・区民へのパンフレットの配布 ・ビデオ・パネルなどの貸出し ・電話相談（エイズ専用電話）・来所相談 ・エイズ及び性感染症健康相談（匿名による検査を含む）月1回保健所にて実施				
経過	・平成8年に普及・啓発活動事業として、映画会・朗読劇を行った。 ・平成11年4月1日の法律改正に伴い、エイズ健康相談と性感染症相談の同時実施を開始した。 ・平成11年度からは、若年層を対象に、小中学校・専門学校・大学等に働きかけ、講師派遣によるエイズ予防講演会等を開催。平成13～15年度は中学生を対象に実施した。 ・平成16年度は、区立小中学校の養護教諭を対象に講演会を実施した。 ・平成17年度、18年度は、区立中学校5校で講演会を実施した。 ・平成19年度から22年度は、区立中学校5校及び都立竹台高校で講演会を実施した。 ・平成23年度、24年度は、区立中学校5校で講演会を実施した。 ・平成25年度は、区立中学校5校で講演会を実施予定。				
必要性	エイズ患者及びHIV感染者は増加の傾向にある。エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見を無くすためには、様々な普及・啓発活動の必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） HIV検査の採血及び問診は保健所直営で実施しているが、検体（血液）は外部検査機関（健康安全研究センター）に委託している。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	226	226	226	226	550	226	226	
決算額（25年度は見込み）	219	138	211	166	279	190	226	
人件費等	1,708	4,235	3,257	3,924	3,388	2,891		
減価償却費				1,307	1,244	5,970		
【事務分担量】（%）	20	50	40	45	40	35		
合計（+ +）	1,927	4,373	3,468	5,397	4,911	9,051	226	
国（特定財源）	114	43	62	59	65	112	112	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,813	4,330	3,406	5,338	4,846	8,939	114	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
HIV検査件数	114	114	50	71	55	50	59	
電話相談	211	262	102	104	132	89	113	
来所相談	252	239	95	152	116	109	124	
中学校対象エイズ教育講演会	5	4	5	5	5	5	5	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	賃金	HIV採血医師雇い上げ	67	HIV採血医師雇い上	0	HIV採血医師雇い上	0
	報償費	予防教育講師謝礼5名	124	予防教育講師謝礼5名	118	予防教育講師謝礼5名	130
	一般需用	採血用品、消耗品	56	採血用品、消耗品	40	採血用品、消耗品	64
	役務費	受信専用電話使用料	32	受信専用電話使用料	32	受信専用電話使用料	32

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	中学生等対象エイズ教育講演会	5回	5回	5回	5回	5回	区立中学校10校を2年に1回実施するようにする。
	中学生等対象エイズ教育講演会参加者数。	530人	495人	497人	600人	700人	中学校在学中全員が受講する。
	区報掲載回数	2回	2回	2回	2回	2回	

（問題点・課題 指標分析）	<p>H I V感染者が増加する一方で、社会全体の危機感の低下が懸念される。エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見の無い社会を実現するためには、正しい知識の普及啓発が重要である。とりわけ若者層への効果的な健康教育を学校や職域との連携を図り、継続実施していく必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）</p> <p>全都的に実施。</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
学校の協力のもと、講演会の対象者を中学生及びその保護者にまで拡大する。	講演会の内容の充実を図り、より正しい知識の普及啓発を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	国の法定事務であり、エイズ患者及びH I V感染者の発生の減少のため重要である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	感染症予防対策費		部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
			担当者名	今田	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	感染症予防対策費（01 - 03 - 01）					
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	11年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条	
終期設定	有 無		年度	法令等		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]				
目的	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し、必要な措置をとることにより感染症の発生予防及びまん延の防止を図る。					
対象者等	感染症にり患した、あるいはり患した恐れのあるもの（当区病院で届出があったものについては勧告保健所又は届出所在地保健所として、手続きを行う。）					
内容	感染症の発生予防及びまん延防止に必要な措置指導を人権に配慮して行う。 （検査内容） 緊急肝炎ウイルス検査事業、H I V検査、クラミジア抗体検査、疫学調査の際に採取した検体の検査 （検体搬送手段） バイク便を活用 （患者の移送） 結核等感染症患者を移送するため、委託契約を締結し民間移送業者を活用					
経過	平成11年4月1日 法律施行に伴い、伝染病予防法・性病予防法・エイズ予防法が廃止された。 平成11年4月1日 荒川区感染症審査協議会条例施行 平成17年3月より、小児感染症の情報発信として、定点医療機関からの報告を基に感染症発生情報をホームページで公開し、保育園、小・中学校、医師会等にはポスターで発信している。					
必要性	感染症の予防・まん延防止は区民の健康的な生活の基本的要件であり、そのための検査等の実施・医療機関への措置及び保健衛生指導の必要性は高い。					
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） H I V検査、クラミジア抗体検査、積極的疫学調査の際の調査での問診、検体採取等は保健所で実施し、検体検査（血液等）は外部検査機関（健康安全研究センター）に委託している。 （緊急肝炎ウイルス検査、バイク便、患者移送は全部委託契約）					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	6,332	15,384	9,269	10,586	9,619	9,000	8,054	
決算額（25年度は見込み）	5,935	10,274	7,672	8,693	6,579	7,096	8,054	
人件費等	14,091	7,623	8,958	13,342	13,973	11,566		
減価償却費				4,445	5,132	4,518		
【事務分担量】（%）	165	90	110	153	115	140		
合計（+ +）	20,026	17,897	16,630	26,480	25,684	23,180	8,054	
国（特定財源）	1,109	1,209	1,236	1,351	1,525	1,743	1,659	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	18,917	16,688	15,394	25,129	24,159	21,437	6,395	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
感染症診査協議会	0	0	0	0	0	0	0	
細菌検査	12,544	12,351	3,338	3,525	3,005	2,892	3,142	
性感染症等検査	110	110	45	67	52	48	56	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用 役務費 委託料 負担金及び交付金 償還金利	検査器具等	39	検査器具等	230	検査器具等	220	
	郵便料	130	郵便料	142	郵便料	188	
	性感染症検査委託	5,837	性感染症検査委託等	5,542	性感染症検査委託等	7,128	
	移送料	0	移送料	52	移送料	293	
	感染症審査協議会分 担金	0	感染症審査協議会分 担金	0	感染症審査協議会分 担金	134	
	医療費	0	医療費	0	医療費	91	
	国庫負担返還金	573	国庫負担返還金	1,130	国庫負担返還金	0	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	感染症連絡会の開催	1回	1回	1回	1回	1回	
	小児感染症発生情報配信	86か所	86か所	86か所	86か所	86か所	今後の新設箇所も配信対象とする。

（問題点・課題分析）	感染症胃腸炎や腸管出血性大腸菌感染症など様々な感染症が発生しており、時に集団感染事例や重症者の発生も起こる。このような事例を未然に防ぐためには、平常時における基本的知識の習得や対策の理解が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） 全都的に実施。

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
連絡会及び講習会の開催増。	発生状況の早期把握及び感染拡大防止のため、施設職員等への基本的知識を習得し、対策の理解を図る。
区内全保育園・幼稚園・小中学校を対象に、より迅速な情報配信を徹底する。	引き続き区内各関係機関との情報の共有化を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国の法定事務 ・さまざまな感染症のまん延防止対策は最重要課題である。

況議 （要 旨 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	新型インフルエンザ対策事業費	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
		担当者名	本田	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	新型インフルエンザ対策事業費（02-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠	新型インフルエンザ等対策特別措置法
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	新型インフルエンザ発生した場合に区民の生命を守る。				
対象者等	区民				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・区報・ホームページ・チラシ・ポスター等によりインフルエンザの注意喚起を行う。 ・講演会開催により新型インフルエンザ対策の周知啓発を行う。 ・インフルエンザ区独自定点（5医療機関）の報告等に基づきインフルエンザの発生状況をいち早く探知して対策を図る。 				
経過	<p>平成20年5月「感染症法」一部改正により、新型インフルエンザは、一類～五類感染症に属さない「新型インフルエンザ等感染症」として取り扱われることとなった。（感染症予防対策事業から独立して新型インフルエンザ対策事業が確立）</p> <p>平成21年4月、インフルエンザ（H1N1）2009がメキシコで発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のため検体搬送の実施、相談専用電話の設置 ・区民向け講演会（ムーブ町屋 参加区民約130人）の実施、区報特集号の発行、マスクの配付 ・第3回定例会において、新型インフルエンザワクチン予防接種費用助成事業「補正予算」（230,447千円）を上程10月可決、11月から接種・助成開始、3月末日を以って助成終了{接種費用助成者数20,556人（23.8%）} <p>平成22年10月1日新型インフルエンザワクチン（3価）接種開始（助成者数40,006名）健康推進課担当</p> <p>平成22年12月 荒川区新型インフルエンザ事業継続計画（BCP）策定。総務企画課主導</p> <p>平成22年12月9日新型インフルエンザ発生時対応訓練実施（保健所対応）</p> <p>平成23年3月31日新型インフルエンザ（A/H1N1）は季節性インフルエンザとして扱い、その対策も季節性インフルエンザ対策へ移行することを厚生労働省が公表。</p> <p>平成24年5月新型インフルエンザ等対策特別措置法制定（平成25年4月施行）</p> <p>平成25年3月21日荒川区新型インフルエンザ等対策本部条例制定。総務企画課</p> <p>平成25年4月5日中国で鳥インフルエンザA（H7N9）が発生したことに伴い、健康危機対策連絡会を設置。</p>				
必要性	新型インフルエンザ（H5N1型）における荒川区の被害想定では、区民の約30%の61,400人が感染し、感染者の0.53%～2%の320人～1,200人が死亡すると推計されている。区民の生命を守るための準備を含めた対策は必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算・決算額等の推移	予算額		52,296	243,332	5,786	1,447	497	470	
	決算額（25年度は見込み）		32,720	72,297	497	1,252	392	470	
	人件費等		7,623	17,916	6,976	6,775	4,544		
	減価償却費				2,324	2,488	1,775		
	【事務分担量】（%）		90	220	80	80	55		
	合計（+ +）	0	40,343	90,213	9,797	10,515	6,711	470	
	国（特定財源）								
	都（特定財源）		10,708	13,851					
	その他（特定財源）								
	一般財源	0	29,635	76,362	9,797	10,515	6,711	470	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	講演会開催	2	3	2	3	2	2	2	
	区報	2	2	1	0	0	0	0	
	リーフレット発行		5	0	1	0	0	0	
	荒川区ホームページ掲出			1	1	1	1	1	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報償費 一般需用費	講師謝礼・定点謝礼		367	講師謝礼・定点謝礼	367	講師謝礼・定点謝礼	419
	タミフル購入等		852	N95マスク購入	7	N95マスク等購入	33
	N95マスク購入		15				
役務費	携帯電話用プリペイドカード		18	携帯電話用プリペイドカード	18	携帯電話用プリペイドカード	18

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	講演会開催	3回	2回	2回	2回	2回	学校・保育園・福祉事業者、医療関係者向各1回
	課・所訓練(シミュレーション)	1回	1回	1回	1回	1回	
	リーフレット・区報特集号発行	2回	1回	0回	1回	1回	23年度はホームページ1回、キッズニュース1回

(問題点・課題)	<p>21年4月に発生したインフルエンザ（H1N1）2009では、健康危機対策本部を速やかに立ち上げ対策を講じた。本部のもと各関係の部課等での連携は十分図られた。今後は、新型インフルエンザ等特別措置法の成立を踏まえ、これまでの強毒型の新型インフルエンザ発生時を想定した対策の整備とともに、より一層の連携を構築するため、各関係機関との情報の共有化を図る必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
新型インフルエンザ対策行動計画の作成	医療従事者社会機能維持者への予防接種体制及び区民への集団予防接種体制の構築。
新型インフルエンザ対策のこれまで以上の啓発活動	引き続き新型インフルエンザ対策の啓発活動に努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国の法定事務。 ・新型インフルエンザのまん延防止対策は最重要課題である。

(状況)	
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	結核検診	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
		担当者名	本田	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	結核検診（01-01-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
	分野	生涯健康都市[]			
行政評価事業体系	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	結核の発生率の高い地域や、日本語学校就学生、患者の同居者・接触者を重点的に健診することにより結核のまん延を防止し、荒川区全体のり患率を減少させる目的で実施する。				
対象者等	簡易宿泊所等に宿泊する者 患者の家族及び患者と接触があった者 区内にある日本語学校就学生（3校4キャンパス）				
内容	簡易宿泊所等に宿泊する者：即時診断結果の判定が可能なCR検診車を使用して城北福祉センター分館及び簡易宿泊所近隣にて、胸部X線撮影（CR）及び健康相談を年1回実施する。 患者の家族及び患者と接触があった者：結核患者が発生した場合、対象者を特定し、必要な検査を保健所で実施する。対象者が多い場合は、検診車で胸部X線撮影を実施する。また、他区等からの依頼によっても実施する。 区内にある日本語学校就学生（3校4キャンパス）：結核り患率が高い国の学生が多い日本語学校近くに検診車を配車し、胸部X線撮影を実施する。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年度から結核検診は業態者検診と統一を図り、城北福祉センター分館実施時には簡易宿泊所に勤務する者を、荒川区保健所実施時には理容・美容・クリーニング業に従事する者を合同で実施する。 平成15年度から結核検診、日本語学校検診、患者家族・接触者健診の3事業を統合し、結核まん延地域や患者家族、接触者等のハイリスク者検診を強化することにより、より効果的な検診体制を構築する。 平成16年度業態者検診は廃止する。 平成17年度から一般区民は廃止。日本語学校検診を年2回に、第二種宿泊施設入所時検診を新たに実施しハイリスク検診を強化する。 平成19年4月から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正により結核が同法二類感染症に追加になり、結核予防法は廃止された。 平成21年度新型インフルエンザの発生により、2回実施予定であった日本語学校検診は、1回の実施とした。また、結核の新登録患者が増え、減少していた結核罹患率が上昇した。 平成24年度、日本語学校検診2回実施（5月、10月）延べ受診者数1,986人 平成24年度、ハイリスク検診1回（10月）受診者数67人				
必要性	結核のまん延防止のために重要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 対象者 - CR検診車の配車及び読影を委託して実施。 対象者 - 検査を所内で実施する体制を整えているが、集団発生等で多数の対象者へ対応する場合や就業形態等の事情により、夜間・休日等に検査を実施する場合に対応するため、業務の一部を外部医療機関に委託して実施。 対象者 - X線検診車の配車及び読影を委託して実施。 結核菌感染診断補助検査（QFT検査）は足立区に委託。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	2,629	3,396	3,895	3,650	4,392	4,411	3,664	
決算額（25年度は見込み）	2,414	3,221	3,140	2,893	2,709	3,700	3,664	
人件費等	7,686	10,164	6,515	9,121	12,675	8,261		
減価償却費				3,631	5,287	3,227		
【事務分担量】（%）	90	120	80	125	170	100		
合計（+ +）	10,100	13,385	9,655	15,645	20,671	15,188	3,664	
国（特定財源）	926	1,300	2,207	1,260	1,151	1,300	1,326	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	9,174	12,085	7,448	14,385	19,520	13,888	2,338	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	結核検診（ハイリスク検診）	90	89	97	76	91	67	120
	患者家族・接触者検診	355	509	613	456	256	460	390
	日本語学校検診日数	5	6	3	6	5	6	6
	日本語学校受診者数	2,026	2,165	1,003	2,416	1,706	1,986	2,100

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		賃金	読影医師雇上げ QFT医師雇上げ	243 203	読影医師雇上げ QFT医師雇上げ	360	医師雇上げ QFT医師雇上げ
報償費			ツベルクリン検査（医師）	104			
一般需要	検診用消耗品等	272	検診用消耗品等	320	検診用消耗品等	315	
役務費	事業所連絡用郵便料	106	事業所連絡用郵便料	55	事業所連絡用郵便料	112	
委託料	検診委託費等	1,885	検診委託費等	2,861	検診委託費等	2,904	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
標	日本語学校検診率	84.5%	88.0%	98.1%	100.0%	100.0%	受診者 / 対象者
	ハイリスク検診	76人	91人	67人	120人	120人	受診数
	接触者・患者家族健診	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	受診者 / 対象者

問題点・課題 （指標分析）	<p>区は、全国や東京都に比べり患率が高い。結核の発生が高いとされる地域もある。重症結核や結核死患者の接触者健診は重要である。結核発生があった特定の簡易宿泊所における宿泊者等の検診においては、ハイリスクとされる対象者の把握が課題となっている。</p> <p>り患率（22年：全国18.2 荒川36.2 23年：全国17.7 荒川27.5） （り患率：人口10万人に対する新登録結核患者数）</p>
	<p>他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区）</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
結核発生時の接触者健診の充実	引き続き結核のまん延防止を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> 国の法定事務 結核り患率減少のため重要である。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	患者管理	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
		担当者名	松井	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	患者管理（01 - 02 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	50 年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に	
終期設定	有 無	年度	法令等	に関する法律第53条の12、13、15	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	結核患者及び治療終了者について病状を把握し、適切な患者管理を実施する。また、結核の治療中断は再発や集団感染、薬剤耐性結核の出現など深刻な事態を引き起こすため、結核登録者の病状を把握管理することにより再発を早期に発見し治療につなげる。				
対象者等	結核患者及び治療終了者（公費負担制度、管理検診制度により保健所で病状が把握されている者は除く） 治療中断や治療終了で医療機関を受診していない者。				
内容	新規対象者で医療費の公費負担申請が出されていない者、公費負担承認期間終了後再申請を行わなかった者の病状について、医療機関等に照会する。また、治療中断や治療終了で医療機関を受診をしていない者を対象に、随時必要な検査を実施する。その他治療中の患者に対し、服薬支援を行っている。				
経過	平成15年度、結核定期病状調査と管理検診を統合して患者管理事業とする。平成16年度から保健所D O T S（直接服薬支援）を開始。 平成19年4月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、結核が同法二類感染症に追加されたことに伴い結核予防法が廃止された。				
必要性	治療中断や再発を防止するには、患者管理を確実にすることが必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 対象 - 結核定期病状調査を各医療機関に発送し病状把握する。（医療機関に対し3,000円の手数料を支払う。） 対象 - 所内においての検査を原則としているが、患者の利便性を考慮して検査委託も行っている。 平成23年度までは[委託先]財団法人結核予防会複十字病院、第一健康相談所 [委託内容]胸部X線撮影・喀痰検査等で年間契約を締結していたが、実績が少ないことから、24年度以降は必要に応じてかかりつけ医療機関毎に委託することとした。（保健所で検査することが基本方針）				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	1,191	1,057	1,059	1,129	1,333	1,326	1,260
	決算額（25年度は見込み）	760	747	690	990	1,185	1,142	1,260
	人件費等	13,664	4,235	7,329	19,551	18,301	11,813	
	減価償却費				7,698	7,775	4,614	
	【事務分担量】（%）	160	50	90	265	210	143	
	合計（+ +）	14,424	4,982	8,019	28,239	27,261	17,569	1,260
	国（特定財源）	78	125	1	7	23	21	32
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	14,346	4,857	8,018	28,232	27,238	17,548	1,228
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	定期病状調査報告数	142	166	131	216	274	283	258
	管理検診受診者数	16	18	23	78	98	93	90

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	レントゲン現像料		10	レントゲン現像料	4	レントゲン現像料
一般需用	喀痰検査材料等		272	喀痰検査材料等	209	喀痰検査材料等	242
役務費	郵便料、報告手数料		903	郵便料、報告手数料	929	郵便料、報告手数料	956
委託料	検査委託		0	検査委託	0	検査委託	46

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	喀痰塗抹陽性初回失敗脱落割合	0.0%	3.6%	-	5.0%	5.0%	結核患者の治療失敗・脱落率 (単位%) 年単位
	本人・家族面接	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	面接者数 / 結核新規登録者数

（問題点・課題分析）	<p>東京都結核予防推進プラン2012において、平成27年までの目標値として、治療失敗・脱落率5%以下、全結核患者に対するDOTS実施率95%を掲げている。当区においては、都内でも住所不定者や外国人患者割合が多いため、より丁寧な患者管理を行う必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
効果的な治療の完遂を確実にするため、服薬支援ができる薬局を増やす。	DOTS（直接服薬確認療法）を推進するために薬局のみならず医療等関係機関とのネットワークの構築を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国の法定事務 ・結核り患率減少のため重要である。

況議 (要 旨 問 状)	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	感染症診査協議会（結核部会）	部課名	健康部保健予防課	課長名	後藤
		担当者名	松井	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	感染症診査協議会（結核部会）（01-02-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 19 年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に		
終期設定	有 無 年度	法令等	に関する法律第18条,19条,20条,24条,37条の2		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]			
目的	入院勧告・就業制限の報告及び入院延長勧告の診査等 医療費公費負担申請の医療内容に基づき公費負担等の適否についての診査				
対象者等	結核患者				
内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第18条の就業制限、同法第19条・20条の入院勧告・措置並びに37条の2の公費負担申請内容の適否について保健所長の諮問に応じ審議する。診査協議会での審議の結果、入院延長勧告（措置）書、公費負担決定通知書、患者票を発行する。				
経過	平成17年4月1日施行の改正に伴い、委員構成が改正された。委員は3人以上、うち過半数は結核医療従事者。医療以外の学識経験を有する者も任命することとなり、関係行政庁の職員のうちから任命された委員は削除された。平成19年4月、感染症法が改正され、結核が同法二類感染症に追加され、結核予防法が廃止となった。結核診査協議会は廃止となり、感染症診査協議会のなかの結核部会へ変更となった。				
必要性	結核患者が適正な医療費公費負担制度を受けるために、必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 毎月2回開催する。 保健所長、所内医師、保健師、事務担当は事務局として出席する。				

	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算・決算額等の推移	2,930	2,951	2,976	2,929	2,982	2,982	2,982	
予算額	2,930	2,951	2,976	2,929	2,982	2,982	2,982	
決算額（25年度は見込み）	2,702	2,618	2,684	2,807	2,833	2,770	2,982	
人件費等	5,124	6,776	4,479	3,924	2,964	3,304		
減価償却費				1,307	1,089	1,291		
【事務分担量】（%）	60	80	55	45	35	40		
合計（ + + ）	7,826	9,394	7,163	8,038	6,886	7,365	2,982	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	7,826	9,394	7,163	8,038	6,886	7,365	2,982	
実績の推移								
事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
開催数	24	24	24	24	24	24	24	
第37条の2診査	137	130	132	122	119	122	121	
第19条及び20条診査	131	116	105	115	84	85	95	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	委員報酬	2,765	委員報酬	2,706	委員報酬	2,907
特別旅費	委員費用弁償3名分	46	委員費用弁償3名分	44	委員費用弁償3名分	51	
一般需要	図書等	7	図書等	8	図書等	8	
	賄い飲料（お茶）	15	賄い飲料（お茶）	12	賄い飲料（お茶）	16	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	診査件数	237件	203件	207件	216件	209件	診査予定件数

（問題点・課題 指標分析）	<p>平成19年4月から、法改正により72時間以内に入院延長勧告の協議会への意見聴取を行う必要があり、現在委員全員にFAXを送り迅速診査会を行っている。休日前等の意見聴取については、引き続き連絡体制を確実なものにしていく必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策	
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容
	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	<p>迅速診査会のための連絡体制をさらに確実にする。</p>
	<p>迅速診査会のための連絡体制を引き続き確実なものにしていく。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	国の法定事務

況議 （要 旨 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	医療扶助		部課名	健康部保健予防課		課長名	後藤
			担当者名	本田		内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	医療扶助（01 - 02 - 03）						
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	健康危機管理体制の整備[01-02]					
目的	患者の病状悪化防止、同居者等への感染防止のための適正な医療の普及と患者等の経済的負担の軽減を図る。						
対象者等	結核医療費公費負担申請承認者 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第37条による入院患者、同法37条の2による結核患者。						
内容	感染症法による医療費公費負担制度で、同法第37条の入院勧告患者に対する公費負担と同法37条の2の一般患者に対する公費負担がある。同法37条に基づく医療費は、各種医療保険が適用された残りの全額を公費負担する。同法37条の2に基づく医療費は、公費負担対象医療費のうち5%が自己負担分、残り95%のうち各種医療保険が適用された残りを公費負担する。						
経過	平成19年4月から、感染症法に結核が追加され、結核予防法は廃止となった。						
必要性	感染症法による医療費公費負担制度であり、必要性は高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						
	社会保険診療報酬支払基金及び東京都国民健康保険団体連合会に委託し、各指定医療機関に支払をする。						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	48,501	47,345	38,859	32,270	24,497	21,887	21,538	
決算額（25年度は見込み）	38,299	25,973	19,495	26,300	15,884	17,516	21,538	
人件費等	2,135	1,694	1,628	872	1,694	1,652		
減価償却費				291	622	645		
【事務分担量】（%）	25	20	20	10	20	20		
合計（+ +）	40,434	27,667	21,123	27,463	18,200	19,813	21,538	
国（特定財源）	21,378	18,159	11,411	15,505	14,334	12,476	15,521	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	19,056	9,508	9,712	11,958	3,866	7,337	6,017	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
国保請求数	416	418	509	484	529	573	484	
社保請求数	397	550	464	493	508	456	493	
療養費					1	1		

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事務費		87	事務費	81	事務費
扶助費	結核医療費		15,797	結核医療費	16,602	結核医療費	21,456
償還金				平成23年度分国庫負担金返還	833		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	第37条の2受診件数	850	942	946	850	870	3～2月診療分 目標値は4か年平均
	第37条受診件数	127	95	83	127	119	3～2月診療分 目標値は4か年平均

(問題点・課題 指標分析)	医療費を公費負担する際に必要な「医療費公費負担申請書」及び「年間所得税額」を証明する書類が必要となっており、診査会（毎月2回）に申請させる必要があるが、患者が単身者の場合は、入院中などの理由から申請書の提出が遅れる場合が多い。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
単身者が入院の際、税務署等に出向くことが困難な場合、課税情報を確認できる方法を検討する。	単身者が入院の際、税務署等に出向くことが困難な場合、委任状を活用して課税情報を確認する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	国の法定事務

(状況 議会 要旨 質問 状)	
-----------------------------	--